



I. フランスにおける外国投資規制の改正
II. 英国の EU 離脱(ブレグジット)と関税問題について

2019年
6月20日号

I. フランスにおける外国投資規制の改正

執筆者: 菅 悠人

中国マネーによる投資が受入国において安全保障上の脅威をもたらすことがあり得るとの認識が世界的に広まる中、欧州でも外国投資規制の強化が相次いでいます。2017 年以降、英国およびドイツが相次いで外国投資規制を改正したことに加えて、EU レベルでも外国投資規制のための新たな規則が制定されました¹。フランスも、これらの動きに沿う形で、昨年からの外国投資規制の強化に乗り出しています。

1. フランスにおける外国投資規制の概要

外国人によるフランスへの投資は、フランス通貨金融法典(Code monétaire et financier)により規律されています。

同法典 L.151-3 条によれば、①フランスにおける公権力への参加を伴う外国投資、②公序、公共の安全または国防に関する事項を脅かす事業活動に伴う外国投資、および③武器、弾薬もしくは火薬等の爆発物の研究、製造または取引に係る事業活動に伴う外国投資については、フランスの経済財務大臣による事前承認の対象とされています。その上で、同条は、②と③の事業活動に係る具体的な類型は政令(デクレ)で定めるとしており、後述のとおり、14 の類型がデクレにより列挙されています。

但し、上記①～③の外国投資に該当すれば直ちに経済財務大臣の事前承認が必要となるわけではなく、以下のいずれかに該当する重要性の高い外国投資のみが事前承認の対象となります。

- ・ フランス企業の支配²を取得する場合
- ・ フランス企業の事業部門の全部または一部を取得する場合
- ・ フランス企業において 33.33%を超える割合の議決権または資本を取得する場合

外国投資への事前承認は、単純承認のみならず、上記①～③に関する国益を損なわないために必要と判断された条件を付し

¹ 英国、ドイツおよび EU における外国投資規制の動向についてはヨーロッパニューズレター [2018 年 10 月号](#) および [2019 年 2 月号](#) を参照。

² 「支配」の意義はフランス商法典 L.233-3 条に定めるところによる。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

た承認が出されることもあります。

また、事前承認を取得する義務を負うのは対象会社であるフランス企業ではなく、外国投資家がこれを負うものとされています。

2. 2018年11月のデクレによる改正

上記のとおり、経済財務大臣による事前承認が必要となる外国投資対象の事業活動として、公序、公共安全または国防に関する事項を脅かす事業活動、および武器、弾薬もしくは火薬等の爆発物の研究、製造または取引に係る事業活動(上記②および③)が掲げられているところ、新たに定められた2018年11月29日付デクレ第2018-1057号(2018年デクレ)により、対象となる類型が拡大し、現在は以下の14の類型に関する事業活動が対象とされています。

- (1) カジノを除く賭博事業
- (2) 民間警備事業のうち法律による規制の対象となるもの
- (3) 病原体、毒素およびテロ活動に対処するための手段の研究、開発および製造
- (4) 情報データの取得、会話の遠隔探知および通信傍受を可能とする技術や機器
- (5) 情報技術およびシステムに係る安全の認証に関する2002年4月18日付デクレ第2002-535号に基づき承認された評価機関
- (6) 防衛法典 L.1332-1 条および L.1332-2 条に定める事業者(重要なインフラを運営する事業者等)に対する情報システムの安全に関する製品の供給またはサービスの提供
- (7) EC 指令 2009/428 の付属書 IV に定めるデュアルユースの対象となる製品または技術³
- (8) デジタル経済の信用に関する2004年6月21日付法律第2004-575号に定める暗号化技術および暗号化の事業
- (9) 国防に関する契約の締結等により国防秘密を保持する企業
- (10) 軍用もしくは戦争物資としての武器、弾薬もしくは火薬等の爆発物の研究または製造等
- (11) フランスの国防省との間で研究、サービス提供または機器の供給に係る契約を締結している企業
- (12) その他、(a)電気、ガス、石油その他のエネルギー源の供給とその継続、(b)水の供給とその継続、(c)交通機関ネットワークの利用とその継続、(c-2)宇宙活動に関する活動、(d)電子通信サービスの利用とその継続、(d-2)警察、憲兵隊、民間防衛、税関の活動継続のために必要な情報システムおよび電子システムの利用とその継続、(e)防衛法典 L.1332-1 条および L.1332-2 条に定める重要なインフラに関する施設等の利用とその継続、(f)公衆衛生の保護に関する事項
- (13) 上記(4)、(8)、(9)、(12)の活動を実施する手段に関する研究または開発であって、(a)サイバーセキュリティ、人工知能、ロボティクス、積層造形、半導体に関するもの、および(b)上記 EC 指令 2009/428 に列記されたデュアルユースの製品または技術に関するもの
- (14) データストレージのうち、漏洩や毀損により上記(11)~(13)の活動に関する利益が脅かされるもの

上記のうち、(13)と(14)は2018年デクレにより新たに加わったものです。また、上記の(4)、(6)、(10)、(11)、(12)についても、2018年デクレにより文言が修正された結果、その対象が拡大されています。

3. 2019年の通貨金融法典改正

2018年デクレにより外国投資に係る事前承認の対象となる事業分野が拡大されたことに加えて、2019年に入ってから、通貨金融法典の改正(2019年改正)も行われています。

経済財務大臣の事前承認が必要な外国投資に関する取引は、事前承認なく実行してはならず、これに違反した場合には経済財務大臣により承認の申請、取引の撤回、または投資の態様の変更の命令が出されることとなります。外国投資家が命令に従わない場合、経済財務大臣は制裁金を課すこともできます。経済財務大臣に与えられたこれらの権限は従前から存在していましたが、2019年改正により、内容が強化されることになりました。

すなわち、事前承認が必要であるにもかかわらず、これを得ずに取引を実行した場合、経済財務大臣による承認の申請、取引の撤回、または投資の態様の変更の命令に加えて、大臣が保全措置として外国投資家に対して議決権の停止、配当金支払いの

³ デュアルユースの対象となる製品または技術の輸出規制を定めた EC 指令 2009/428 は現在改正が議論されており、将来かかる改正が成立した場合には外国投資規制の対象も更に広がる可能性がある。

停止、および株式譲渡の禁止を決定できることが定められました。加えて、2019 年改正により、経済財務大臣は、監視措置として、対象会社であるフランス企業の機関決定に対して拒否権を有する代理人を選任し、当該企業へ派遣する権限も新たに与えられています。

外国投資家が命令や措置に従わない場合の制裁金も、従前は命令に従わない場合にのみ課すことができるとされていましたが、2019 年改正により、虚偽に基づき事前承認を得た場合や事前承認の必要性を知らなかった場合についても課すことができることが明示的に定められました。加えて、制裁金の上限も、従前は投資額の 2 倍までとされていたところ、改正後は(ア)投資額の 2 倍、(イ)対象会社の売上高の 10%、または(ウ)500 万ユーロ(投資家が法人の場合)もしくは 100 万ユーロ(投資家が自然人の場合)のうち最も高い金額を上限とすることとされています。

このように、2019 年改正は、経済財務大臣に対してより多様な執行手段を与えることで、エンフォースメントの権限を強化するとともに、外国投資規制に違反した外国投資家への制裁を厳格化するものです。

4. おわりに

近年においても、日本企業によるフランス企業の買収件数は一定の水準で持続しており、その中には小規模ながら高度で先端的な技術が関連する事業が含まれる場合が少なくありません。このため、今般の外国投資規制の強化は、潜在的ながら今後の取引にも広く影響を及ぼす可能性があります。取引規模が小さい案件であっても、対象会社が防衛産業に関する取引関係を有していたり、デュアルユースの対象となる製品または技術に関与したり、データ・IoT 関連の製品または技術に関連したりしている場合には、デューデリジェンスの段階から十分な精査を行うことが望ましいといえます。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.suga@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。2016 年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017 年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017 年より 2018 年までウィルマー・ヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

II. 英国の EU 離脱(ブレグジット)と関税問題について

執筆者: 平家 正博、吉田 咲耶

1. 現在の状況

英国の EU 離脱問題は、英国と EU が、離脱時期を最長 2019 年 10 月 31 日まで延期する合意をしたことにより、ひとまず本年 10 月末まで先延ばしされた。しかし、メイ首相の辞任が報じられるなど、英国の政治状況は安定しておらず、本年 10 月末までに英国議会が離脱協定案に合意するか不透明な状況を踏まえると、「ハードブレグジット」(離脱合意なき EU 離脱)の可能性も含め、この問題は、引き続き予断を許さない状況にあると考えられる。

英国の EU 離脱に伴う政治・経済・法律上の問題については、様々な媒体を通じて議論されているところではあるが、本稿では、特に、日英間の物品貿易に関して、日 EU・EPA で合意した特惠税率の適用がどうなるか、仮に日 EU・EPA で合意した特惠税率の適用がなくなる場合、どのような関税率が適用されるのかについて、現状における状況を整理することとする。

2. 日 EU・EPA の暫定適用がある場合(移行期間が設けられる場合)

日 EU・EPA(2019 年 2 月発効)の下で、日英間を含めた日 EU 間の物品貿易に対しては、日 EU・EPA で合意された特惠税率が適用されているところ、仮に英国が EU から離脱した場合、日英間の物品貿易がどのように取り扱われるのが問題となる。

この点、英国が EU から離脱すると、英国は EU の一員でなくなるが、離脱協定案では、離脱後以降、一定期間、第三国との間で EU が締結している国際約束を含む EU 法が英国に適用される移行期間が設けられる可能性があり、その場合、英国は、引き続き、日 EU・EPA 上の義務を負うこととなる。このような状況を受けて、日本政府も、移行期間中は、日 EU・EPA に基づく税率が、日英間の物品貿易に適用される旨を明らかにしている⁴。

3. 日 EU・EPA の暫定適用がない場合（移行期間が設けられない場合）

これに対して、離脱協定案に合意できず、移行期間が設けられない場合、日英間の物品貿易に対して日 EU・EPA に基づく特惠税率は適用されない。

(1) 日本からの輸入品に対して適用される英国の関税率

英国は、2019 年 3 月 13 日(同月 20 日に最終改訂)に、移行期間が設けられなかった場合に最長で 12 ヶ月間適用される、暫定的な関税枠組みを発表している⁵。EU 離脱の再延期を受けて、当該枠組みがどのように修正されるか注視する必要があるが、当該案では、金額ベースで輸入量の約 87%について関税を課さない一方⁶、例えば、下記のような製品については関税を賦課することが予定されている⁷。

- 牛肉、ラム、豚肉、家禽及び乳製品の一部
- 完成車
- 一定の陶磁器、肥料及びバイオエタノール等
- パナナ、甘藷糖及び特定の魚等

また、英国は、既存の EU の貿易救済措置の一部を維持するとしており⁸、現時点において EU の貿易救済措置が対象となっている製品の一部については、通常に関税に加えて、貿易救済措置に基づく関税が賦課される点も注意が必要である⁹。

なお、WTO 協定は、各加盟国に、自らの関税率の上限(WTO 譲許税率)を定めた上で、当該 WTO 譲許税率の範囲内において、無差別に関税率を定める自由を認めている(但し、EPA において WTO 譲許税率より有利な特惠税率を定めた場合、無差別原則の例外として、当該特惠税率を適用することを認めている)。上記のとおり、英国は、EU 離脱後、最低 1 年間は、輸入品の大部分に関税を課さない旨を公表しているが、その後の状況を予測する上でも、英国の WTO 譲許税率がどのような状況にあるかも、理解しておくことが重要と考えられる。

この点、英国は、これまで EU が提出した譲許表(WTO 譲許税率を記載した表)の適用を受けており、英国独自の譲許表を有しな

⁴ 財務省関税局「英国の EU 離脱後における日 EU・EPA の適用について」(2019 年 3 月 22 日) <<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/br-exit-tariff-announcement2.htm>>

⁵ United Kingdom. Department for International Trade (2019) *Check temporary rates of customs duty (tariffs) on imports after EU Exit*. (Last updated March 20, 2019). Retrieved from: <https://www.gov.uk/guidance/check-temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit>

⁶ United Kingdom. HM Treasury, Department for International Trade, and The Rt Hon Mel Stride MP *Temporary tariff regime for no deal Brexit published*. (Last updated March 13, 2019). Retrieved from: <https://www.gov.uk/government/news/temporary-tariff-regime-for-no-deal-brex-it-published>

⁷ 具体的な関税率は、英国政府のサイトで公表されている(United Kingdom. Department for International Trade. *Temporary rates of customs duty (tariffs) on imports after EU Exit*. (Last updated March 29, 2019). Retrieved from: <https://www.gov.uk/government/publications/temporary-rates-of-customs-duty-on-imports-after-eu-exit>).

⁸ United Kingdom. Department for International Trade. *Consultation outcome Final findings of the call for evidence into UK interest in existing EU trade remedy measures*. (Last updated May 2, 2019). Retrieved from: <https://www.gov.uk/government/consultations/call-for-evidence-to-identify-uk-interest-in-existing-eu-trade-remedy-measures/outcome/final-findings-of-the-call-for-evidence-into-uk-interest-in-existing-eu-trade-remedy-measures>

⁹ EU が日本製方向性電磁鋼板に賦課しているダンピング防止措置も維持される(同上)。

かったことから、2018年7月19日、EU離脱後の譲許表のドラフトをWTOに提出した¹⁰。英国が提出したドラフトは、基本的には、EU構成国として英国に現在適用されている譲許を再現したものであると説明されており¹¹、基本的に、EUが約束したWTO譲許税率を、英国も自らのWTO譲許税率として踏襲する内容となっているものと考えられる。しかし、英国が提出した譲許表の一部(特に関税割当の扱い)について、米国、中国、オーストラリア及びニュージーランドを含む20カ国が異議を申し立てているとされている¹²。譲許表のドラフトによれば、英国の関税割当は、3年間のEU全体の輸入量に占める英国の輸入量の割合に基づき算出されているが¹³、異議申立国は、英国内の需要が弱い又は価格が低い場合に、その分を他のEU加盟国において販売できないこと等の理由により、既存の譲許及び約束の水準を下回ると考えているようである¹⁴。現在英国は異議申立国と交渉中であると考えられるが、仮にEU離脱までに異議申立国と合意に至らなくとも、英国が当該譲許表に基づき関税を賦課することは可能であると考えられている¹⁵。

(2) 英国からの輸入品に対して適用される日本の関税率

英国のEU離脱に際して移行期間が設けられない場合、EU離脱日の翌日以降、関税定率法及び関税暫定措置法において定められた税率とWTO譲許税率とのいずれか低い税率が、英国からの輸入品に対して適用されることとなる¹⁶。

4. まとめ

以上のとおり、離脱協定案に基づき移行期間が設けられるか否かにより、英国のEU離脱後に、日英間の物品貿易に適用される関税率が異なってくる可能性があり、本年10月末に向けた交渉状況を注視する必要がある。

¹⁰ United Kingdom. Department for International Trade. *Submission of UK's Goods Schedule at the World Trade Organization: Written statement - HCWS878* (July 19, 2018). Retrieved from: <https://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-statement/Commons/2018-07-19/HCWS878/>

¹¹ Ibid.

¹² United Kingdom. Department for International Trade. *World Trade Organisation Update: Written statement - HCWS1034*. (October 25, 2018). Retrieved from: <https://www.parliament.uk/business/publications/written-questions-answers-statements/written-statement/Commons/2018-10-25/HCWS1034/>; James Blitz. Financial Times. *Blow for Liam Fox as UK's fast-track WTO bid hits buffer* (October 27, 2018). Retrieved from: <https://www.ft.com/content/5336653a-d93b-11e8-ab8e-6be0dcf18713>

¹³ WTO. Committee on Market Access. *Rectifications and Modifications of Schedules, Schedule XIX - United Kingdom, Explanatory Note*. WTO Doc. G/MA/TAR/RS/570 (July 24, 2018). Retrieved from: <https://tradeblog.files.wordpress.com/2018/09/1-uk-rectification-modification-goods-doc-24july18.pdf>

¹⁴ Andrew Walker. BBC News. *WTO countries fret over Brexit plans*. (October 11, 2017). Retrieved from: <https://www.bbc.com/news/business-41581705>

¹⁵ Jin Woo Kim. Blog of the European Journal of International Law. *Lack of Certification of the WTO Schedules of the United Kingdom: A Way for Frictionless Trade under a No-deal Brexit Scenario?* (March 7, 2019). Retrieved from: <https://www.ejiltalk.org/lack-of-certification-of-the-wto-schedules-of-the-united-kingdom-a-way-for-frictionless-trade-under-a-no-deal-brex-it-scenario/>

¹⁶ 前掲注4。

なお、関税定率法及び関税暫定措置法において定められた税率及びWTO協定税率は、下記の税関Webサイトで公表されている。
<<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>>



へい け まさひろ
平家 正博

西村あさひ法律事務所 弁護士
m_heike@jurists.co.jp

2008 年弁護士登録。2015 年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015-2016 年ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018 年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、日本等の企業・政府を相手に、貿易救済措置の申請・応訴、WTO 紛争解決手続の対応、米中貿易摩擦への対応等、多くの通商業務を手掛ける。

よしだ さくや
吉田 咲耶

西村あさひ法律事務所 弁護士
s_yoshida@jurists.co.jp

2014 年弁護士登録。WTO 紛争解決手続への対応や貿易救済措置に係る対応のほか、関税、安全保障貿易管理、税関手続、補助金、政府調達、サービス貿易、アンチダンピング関税および相殺関税等、国際通商法分野の案件に幅広く従事。国際通商法に係る近時の著作として、Chambers Global Practice Guides – International Trade 2018 (Japan Chapter)および「税関当局及び貿易円滑化」(独立行政法人経済産業研究所 Website「Web 解説 TPP 協定」)がある。